

対象者は接種をご検討ください

新型コロナウイルスワクチン 令和5年秋開始接種（令和5年7月27日時点）

▼接種期間 9月～12月

▼接種対象 初回接種（1・2回目の接種）を完了した5歳以上の人

▼接種券送付スケジュール

国から詳細が示され次第、令和5年春開始接種など（※）を受けた人に対し、接種間隔に応じて順次送付します。

（※）…高齢者や基礎疾患等を有する人などを対象とした令和5年5月8日～8月末に実施している令和5年春開始接種、5～11歳を対象に令和5年8月末まで実施している令和4年秋開始接種、および初回接種

▼接種場所 原則として、前回接種した医療機関等

※接種対応医療機関の一覧は接種券に同封します。

▼使用するワクチン オミクロン株 XBB.1 系統の成分を含有する1価ワクチン

▼その他 令和5年春開始接種などを受けていない人は、すでに市から送付している接種券の使用が可能です。

紛失や転入等により接種券が手元にない人は、コールセンターへ申し込みをお願いします。

ワクチン接種の最新情報は市ホームページなどでお知らせしますので、ご確認ください。

■問い合わせ先 弘前市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター（☎0120-567-745、月～金曜日の午前9時～午後8時、日曜日・祝日の午前9時～午後5時、土曜日は休み）

話番号・職業・Eメールアドレス

②志望動機

③「ごみ減量化に向けて市民としてできることについて」をテーマにした作文（800字程度）

※応募用紙の様式は自由ですが、参考様式を市ホームページに掲載しているほか、環境課で配布しています。なお、応募書類は返却しません/持参する場合の受け付けは、平日の午前8時30分～午後5時。

▼選考方法など 応募書類の記載事項を審査の上、審査結果を応募者全員に書面で通知します。選任された人は市ホームページで公表します。

■問い合わせ・提出先 環境課廃棄物政策係（〒036-8551、上白銀町1の1、市役所2階、☎32-1969、Eメール kankyous@city.hirosaki.lg.jp）



あなたの意見を
市政に反映

弘前市廃棄物減量等推進審議会の委員を募集

ごみの減量化や資源化、適正排出について審議するため、弘前市廃棄物減量等推進審議会の委員を募集します。

▼応募資格 18歳以上の市民（市議会議員、市職員〈退職者を含む〉、市の他の附属機関の委員を除く）

▼募集人員 4人

▼任期・会議の開催など 任期は委嘱の日から2年間/会議は平日の日中に年3回程度開催予定

▼報酬など 会議1回の出席につき、報酬1万円と交通費相当額を支給

▼応募方法 8月15日（火）～9月14日（木・当日消印有効）に、応募用紙に次の①～③の事項を記入の上、郵送、持参またはEメールで提出してください。

①住所・氏名（ふりがな）・性別・生年月日・電

ひろさき地方創生パートナー企業を募集

市では、第2期弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略を、官民連携により効率的・効果的に推進しています。民間企業等による提案事業の実施にあたり、市が費用負担する政策テーマ「市民の健康寿命延伸」に関する提案事業を募集します。

▼募集期間 8月14日（月）～9月12日（火）

募集要領、申し込み方法等の詳細は市ホームページ（QRコード）で

ご確認ください。

■問い合わせ先 企画課（☎26-6348）



都市計画道路を
変更します

都市計画変更の原案の閲覧および 説明会・公聴会の開催

【変更する都市計画の名称】

弘前広域都市計画道路の変更

①…①3・3・10号元寺町向外瀬線、②3・4・1号和徳堀越線、③3・4・2号富田千年線、④3・4・4号元寺町小沢線

⑤…⑤3・4・20号紺屋町野田線、⑥3・5・2号堀越大原線、⑦3・5・38号真土野崎線、⑧3・5・39号賀田兼平線

【説明会】

回	とき	ところ
1回目	午後3時～	市役所前川新館 3階第2・第3 会議室
2回目	午後6時30分～	
3回目	午後3時～	岩木庁舎（賀田 1丁目）2階多 目的ホール
4回目	午後6時30分～	
5回目	午後2時～	市役所前川新館 3階第2・第3 会議室

※①～⑧の路線の説明を行います/1回目～5回目の説明内容は同じです。

【原案の閲覧】

▼とき 9月4日（月）～19日（火）の平日、午前8時30分～午後5時

令和5年度 二十歳の祭典

今年度の二十歳の祭典（成人式）は、午前と午後に分散せずに開催する予定です。

▼とき 令和6年1月7日（日）、午前11時～

▼ところ 市民会館（下白銀町）

▼対象 平成15年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人

11月1日時点で弘前市に住民登録のある人には、11月上旬に案内はがきを送付します。

なお、開催日や開催方法などに変更が生じた場合は、市ホームページ（QRコード）や広報ひろさきなどでお知らせします。



■問い合わせ先 生涯学習課（☎82-1641、ファクス82-2313、Eメール shougai@city.hirosaki.lg.jp）

▼ところ 県都市計画課（県庁北棟3階）、市都市計画課（市役所3階）

※原案は県および市ホームページでも閲覧可。

【公聴会】

▼とき 10月2日（月）、午後6時30分～

▼ところ 市役所前川新館3階第2・第3会議室

▼意見を述べる場合 公聴会に出席して意見を述べることは、市内に住所を有し、公述申出書を提出した人です。事前に問い合わせの上、

①は9月4日（月）～19日（火・必着）に、②は9月4日（月）～27日（水・必着）に、持参（平日の午前8時30分～午後5時のみ）、郵送またはEメールで公述申出書をそれぞれの提出先に提出してください。期間内に公述の申し出がない場合は、公聴会の開催を取りやめます。

※傍聴を希望する人は事前に問い合わせを。

■問い合わせ・提出先 ①＝県都市計画課（〒030-8570、青森市長島1丁目1の1、☎017-734-9681、Eメール toshikei@pref.aomori.lg.jp / ②＝市都市計画課（〒036-8551、上白銀町1の1、☎35-1134、Eメール toshikeikaku@city.hirosaki.lg.jp）

大雨などの異常な天然現象により、りんご園や水田、農道、農業用水路などが被災した場合は、災害発生からおおむね1週間以内に所有者本人から市（農村整備課、各総合支所・出張所）へ調査依頼をお願いします。

迅速な被害状況の把握・復旧のため、ご協力をお願いします。

■問い合わせ先 農村整備課（☎40-2955）

農地・農業用施設が被災したら
早めの調査依頼を

大雨などの異常な天然現象により、りんご園や水田、農道、農業用水路などが被災した場合は、災害発生からおおむね1週間以内に所有者本人から市（農村整備課、各総合支所・出張所）へ調査依頼をお願いします。

迅速な被害状況の把握・復旧のため、ご協力をお願いします。

■問い合わせ先 農村整備課（☎40-2955）

農地・農業用施設が被災したら
早めの調査依頼を

大雨などの異常な天然現象により、りんご園や水田、農道、農業用水路などが被災した場合は、災害発生からおおむね1週間以内に所有者本人から市（農村整備課、各総合支所・出張所）へ調査依頼をお願いします。

迅速な被害状況の把握・復旧のため、ご協力をお願いします。

■問い合わせ先 農村整備課（☎40-2955）

農地・農業用施設が被災したら
早めの調査依頼を

大雨などの異常な天然現象により、りんご園や水田、農道、農業用水路などが被災した場合は、災害発生からおおむね1週間以内に所有者本人から市（農村整備課、各総合支所・出張所）へ調査依頼をお願いします。

迅速な被害状況の把握・復旧のため、ご協力をお願いします。

■問い合わせ先 農村整備課（☎40-2955）

